

(写)

長門市告示第 15 号

令和 3 年 3 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 2 月 8 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 3 年 2 月 18 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 2 年度長門市一般会計補正予算 (第 13 号)

第 2 号 令和 2 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

第 3 号 令和 2 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算 (第 2 号)

第 4 号 令和 2 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

第 5 号 令和 2 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 3 号)

第 6 号 令和 2 年度長門市水道事業会計補正予算 (第 2 号)

第 7 号 令和 2 年度長門市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

第 8 号 令和 3 年度長門市一般会計予算

第 9 号 令和 3 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算

第 10 号 令和 3 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算

第 11 号 令和 3 年度長門市介護保険事業特別会計予算

第 12 号 令和 3 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算

第 13 号 令和 3 年度長門市水道事業会計予算

第 14 号 令和 3 年度長門市下水道事業会計予算

第 15 号 長門市環境整備協力費基金条例

第 16 号 長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 17 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

第 18 号 長門市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

第 19 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第 20 号 長門市介護保険条例の一部を改正する条例

第 21 号 長門市農業近代化資金助成条例の一部を改正する条例

第 22 号 長門市営住宅条例の一部を改正する条例

第 23 号 長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す

## る条例

- 第 24 号 長門市特産品販売センター条例を廃止する条例
- 第 25 号 長門市くじら資料館の指定管理者の指定について
- 第 26 号 村田清風記念館の指定管理者の指定について
- 第 27 号 木育推進拠点施設 長門おもちゃ美術館の指定管理者の指定について
- 第 28 号 市道路線の認定について
- 第 29 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同  
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 第 30 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 31 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 32 号 長門市教育委員会委員の任命について

## 報告

- 第 1 号 専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めること  
について）

令和3年3月

長門市議会定例会

議案

## 目 次

### 議 案

- 第 1 号 令和 2 年度長門市一般会計補正予算（第 13 号）
- 第 2 号 令和 2 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 号 令和 2 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 号 令和 2 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 号 令和 2 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 号 令和 2 年度長門市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 号 令和 2 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 号 令和 3 年度長門市一般会計予算
- 第 9 号 令和 3 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 令和 3 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算
- 第 11 号 令和 3 年度長門市介護保険事業特別会計予算
- 第 12 号 令和 3 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 13 号 令和 3 年度長門市水道事業会計予算
- 第 14 号 令和 3 年度長門市下水道事業会計予算
- 第 15 号 長門市環境整備協力費基金条例
- 第 16 号 長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 17 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例
- 第 18 号 長門市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例
- 第 19 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 20 号 長門市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 21 号 長門市農業近代化資金助成条例の一部を改正する条例
- 第 22 号 長門市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 23 号 長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 24 号 長門市特産品販売センター条例を廃止する条例
- 第 25 号 長門市くじら資料館の指定管理者の指定について
- 第 26 号 村田清風記念館の指定管理者の指定について
- 第 27 号 木育推進拠点施設 長門おもちゃ美術館の指定管理者の指定について
- 第 28 号 市道路線の認定について

- 第 29 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同  
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 第 30 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 31 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 32 号 長門市教育委員会委員の任命について

## 報 告

- 第 1 号 専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めること  
について）

議案第 15 号

長門市環境整備協力費基金条例

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市環境整備協力費基金条例

(設置)

第 1 条 モーターボート競走に係るボートレースチケットショップながとにおける勝舟投票券の売上げに関し、本市に納入される環境整備協力費の用途を明確化し、有効活用を図るため、長門市環境整備協力費基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、次の各号に掲げる事項の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 教育及び子育て環境の整備を図るための財源に充てるとき。
- (2) 地域活性化を図るための財源に充てるとき。

(3) ボートレースチケットショップながと周辺の環境整備に要する財源に充てる  
とき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 16 号

長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長門市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年長門市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

（ 7 ） 職員宿舎使用料

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 17 号

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

長門市証明等手数料条例（平成 17 年長門市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

別表（その 4）低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務の項低炭素建築物新築等計画認定申請手数料に関する部分中

「

(1)1 戸建ての住宅	1 件につき	47,000 円
-------------	--------	----------

」

を

「

(1)1 戸建ての住宅	床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	39,000 円
	床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	47,000 円

」

に、

「

(3)非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以下のもの 1 件につき	115,000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> を超えるもの 1 件につき	188,000 円
(4)非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以下のもの 1 件につき	253,000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> を超えるもの 1 件につき	402,000 円

」

を

「

(3)非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	115,000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	150,000 円
(4)非住宅建築物のうち工	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの	253,000 円

場等の用に供する部分以外の部分	1 件につき	
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	326,000 円

に改め、同部分の備考 4 中「適合証」という。)」の次に「又は市長が別に定める書類」を加え、「42,000 円」を「次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同備考 4 に次のように加える。

ア 200 m<sup>2</sup>未満のもの 34,000 円

イ 200 m<sup>2</sup>以上のもの 42,000 円

別表（その 4）低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務の項低炭素建築物新築等計画認定申請手数料に関する部分の備考 5 中「適合証」の次に「又は市長が別に定める書類」を加え、同備考 6 中「300 m<sup>2</sup>以下」を「300 m<sup>2</sup>未満」に、「300 m<sup>2</sup>を超える」を「300 m<sup>2</sup>以上の」に、「161,000 円」を「134,000 円」に改め、同備考 7 中「300 m<sup>2</sup>以下」を「300 m<sup>2</sup>未満」に、「300 m<sup>2</sup>を超える」を「300 m<sup>2</sup>以上の」に、「375,000 円」を「310,000 円」に改め、同備考 8 中「適合証」の次に「又は市長が別に定める書類」を加える。

別表（その 4）低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務の項低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に関する部分中

(1)1 戸建ての住宅	1 件につき	24,000 円
-------------	--------	----------

を

(1)1 戸建ての住宅	床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	21,000 円
	床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	24,000 円

に、

(3)非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以下のもの 1 件につき	58,000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> を超えるもの 1 件につき	95,000 円
(4)非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以下のもの 1 件につき	127,000 円

の部分	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> を超えるもの 1 件につき	202,000 円
-----	---	-----------

を

(3)非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	58,000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	75,000 円
(4)非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	127,000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	163,000 円

に改め、同部分の備考 4 中「適合証」の次に「又は市長が別に定める書類」を加え、「21,000 円」を「次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同備考 4 に次のように加える。

ア 200 m<sup>2</sup>未満のもの 18,000 円

イ 200 m<sup>2</sup>以上のもの 21,000 円

別表（その 4）低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務の項低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に関する部分の備考 5 中「適合証」の次に「又は市長が別に定める書類」を加え、同備考 6 中「300 m<sup>2</sup>以下」を「300 m<sup>2</sup>未満」に、「300 m<sup>2</sup>を超える」を「300 m<sup>2</sup>以上の」に、「81,000 円」を「67,000 円」に改め、同備考 7 中「300 m<sup>2</sup>以下」を「300 m<sup>2</sup>未満」に、「300 m<sup>2</sup>を超える」を「300 m<sup>2</sup>以上の」に、「188,000 円」を「155,000 円」に改め、備考 8 中「適合証」の次に「又は市長が別に定める書類」を加える。

別表（その 4）低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務の項の次に次の 1 項を加える。

建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1)非住宅建築物又は複合建築物に係る非住宅部分(以下この項及び次項において「非住宅建築物等」という。)のうち工場等の用に供する部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。次項において「省令」という。)第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準(以下この項において「モデル建物法基準」という。)による判定に係るものに限	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	20,000 円
			床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	29,000 円

する 事務		る。)		
		(2)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)	床面積の合計が300㎡未満のもの1件につき	22,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの1件につき	31,000円
		(3)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分(モデル建物法基準による判定に係るものに限る。)	床面積の合計が300㎡未満のもの1件につき	98,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの1件につき	129,000円
		(4)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分(モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)	床面積の合計が300㎡未満のもの1件につき	173,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの1件につき	234,000円
	建築 物エ ネル ギー 消費 性能 変更 適合 性判 定手 数料	(1)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(モデル建物法基準による判定に係るものに限る。)	床面積の合計が300㎡未満のもの1件につき	10,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの1件につき	14,000円
		(2)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)	床面積の合計が300㎡未満のもの1件につき	11,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの1件につき	15,000円
		(3)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分(モデル建物法基準による判定に係るものに限る。)	床面積の合計が300㎡未満のもの1件につき	50,000円
		床面積の合計が300㎡以上のもの1件につき	65,000円	
(4)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分(モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)		床面積の合計が300㎡未満のもの1件につき	87,000円	
		床面積の合計が300㎡以上のもの1件につき	117,000円	
軽微 変更 該当	(1)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(モデル建物法基準による判定に係るものに限る。)	床面積の合計が300㎡未満のもの1件につき	10,000円	

証明申請手数料		床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	14,000 円
	(2)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	11,000 円
		床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	15,000 円
	(3)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分(モデル建物法基準による判定に係るものに限る。)	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	50,000 円
		床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	65,000 円
	(4)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分(モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	87,000 円
		床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	117,000 円
	備考		
<p>1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。</p> <p>2 非住宅建築物等(工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分を含むものに限る。)について判定を受ける場合の手数料の金額は、(1)若しくは(2)に定める額と(3)若しくは(4)に定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ(3)若しくは(4)に定める額のいずれか低い額とする。</p>			

別表（その4）建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に関する部分中

「

(1)非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（以下この項において「非住宅建築物等」という。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。）第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この項において「モデル建物法基準」という。）による認定に係るものに限る。）	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	98,000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	170,000 円

(2)非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るものを除く。）	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	173,000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	300,000 円

」

を

「

(1)非住宅建築物等(省令第 10 条第 1 号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下この項において「モデル建物法基準」という。)による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	98,000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	129,000 円
(2)非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るものを除く。）	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	173,000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	234,000 円

」

に改め、同部分の備考 3 中「第 30 条第 1 項各号（法第 31 条第 2 項」を「第 35 条第 1 項各号（法第 36 条第 2 項」に、「143,000 円」を「113,000 円」に改め、同備考 4 中「300 m<sup>2</sup>以上」を「300 m<sup>2</sup>以上の」に、「273,000 円」を「218,000 円」に改め、同備考 5 から 7 までの規定中「知事」を「市長」に改め、同備考 9 中「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に改める。

別表（その 4）建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項  
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に関する部分中

「

(1)非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るものに限る。）	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	50,000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	86,000 円
(2)非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るものを除く。）	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	87,000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの	151,000 円

	1 件につき	
--	--------	--

を

(1)非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るものに限る。）	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	50,000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	65,000 円
(2)非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るものを除く。）	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	87,000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	117,000 円

に改め、同部分の備考 4 中「72,000 円」を「56,000 円」に改め、同備考 5 中「137,000 円」を「108,000 円」に改め、同備考 6 から 8 までの規定中「知事」を「市長」に改め、同備考 10 中「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に、「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に改める。

別表（その 4）建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料に関する部分中

(1)非住宅建築物（省令第 1 条第 1 項第 1 号口に定める基準による認定に係るものに限る。）	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	98,000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	170,000 円
(2)非住宅建築物（省令第 1 条第 1 項第 1 号口に定める基準による認定に係るものを除く。）	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	173,000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	300,000 円

を

(1)非住宅建築物（省令第 1 条第 1 項第 1 号口に定める基準による認定に係る	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの	98,000 円
--	----------------------------------	----------

ものに限る。)	1 件につき	
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	129,000 円
(2)非住宅建築物（省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準による認定に係るものを除く。）	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	173,000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	234,000 円

」

に改め、同部分の備考 2 中「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 1 項第 3 号」に、「知事」を「市長」に、「143,000 円」を「113,000 円」に改め、同備考 3 中「知事」を「市長」に、「273,000 円」を「218,000 円」に改め、同備考 4 から 10 までの規定中「知事」を「市長」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 18 号

長門市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

長門市福祉事務所設置条例（平成 17 年長門市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び係」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長門市国民健康保険条例（平成 17 年長門市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長門市国民健康保険条例第 16 条第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 20 号

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

長門市介護保険条例（平成 17 年長門市条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項第 6 号ア中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を、「控除して得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0」を加え、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に改める。

第 5 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 保険料の額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

附則に次の見出し及び 3 項を加える。

（令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

9 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額（当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

10 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

- 11 附則第9項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。  
この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長門市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 21 号

長門市農業近代化資金助成条例の一部を改正する条例

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市農業近代化資金助成条例の一部を改正する条例

長門市農業近代化資金助成条例（平成 17 年長門市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「長門大津農業協同組合、山口県農業信用協同組合連合会」を「山口県農業協同組合、山口県信用農業協同組合連合会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

長門市営住宅条例の一部を改正する条例

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市営住宅条例の一部を改正する条例

長門市営住宅条例（平成 17 年長門市条例第 144 号）の一部を次のように改正する。

別表長門地区の表湯町市営住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年長門市条例第  
189 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項の表中

「

青海処理区
開作処理区

」

を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
（長門市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正）
- 2 長門市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成 17 年長門市条例第 152  
号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

青海地区	157 円
開作地区	230 円

」

を削る。

（長門市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

- 3 長門市農業集落排水処理施設条例（平成 17 年長門市条例第 153 号）の一部を  
次のように改正する。

別表第 1 中

「

青海地区農業集落排水処理施設	青海区	長門市仙崎 3112 番地 1
開作地区農業集落排水処理施設	開作区	長門市西深川 1420 番地

」

を削る。

(長門市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部改正)

- 4 長門市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例(平成17年長門市条例第157号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

東深川処理区	北部処理分区 南部処理分区 田屋処理分区 湯本処理分区(三ノ瀬地区を除く。) 東深川処理分区 白潟処理分区(小浜地区を除く。) 網田処理分区 東湊処理分区 上郷処理分区	1平方メートル当たり 157円
	河原板持処理分区 上川西処理分区 大泊処理分区 三ヶ村処理分区 下川西第1処理分区 下川西第2処理分区 境川処理分区 白潟処理分区(小浜地区) 湯本処理分区(三ノ瀬地区)	1平方メートル当たり 230円

」

を

「

東深川処理区	北部処理分区 南部処理分区 田屋処理分区 湯本処理分区(三ノ瀬地区を除く。) 東深川処理分区 白潟処理分区(小浜地区を除く。) 網田処理分区 東湊処理分区 上郷処理分区 青海処理分区	1平方メートル当たり 157円
	河原板持処理分区 上川西処理分区 大泊処理分区	1平方メートル当たり 230円



三ヶ村処理分区 下川西第1処理分区 下川西第2処理分区 境川処理分区 白瀉処理分区（小浜地区） 湯本処理分区（三ノ瀬地区） 開作処理分区	
--	--

」

に改める。

議案第 24 号

長門市特産品販売センター条例を廃止する条例

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市特産品販売センター条例を廃止する条例

長門市特産品販売センター条例（平成 17 年長門市条例第 110 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

長門市くじら資料館の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市通 671 番地 17 (名 称) 長門市くじら資料館
指 定 管 理 者	(所在地) 長門市仙崎 10818 番地 1 (名 称) 公益財団法人 長門市文化振興財団 (代表者) 代表理事 大谷 恒雄
指 定 の 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 26 号

村田清風記念館の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市三隅下 2510 番地 1 (名 称) 村田清風記念館
指 定 管 理 者	(所在地) 長門市仙崎 10818 番地 1 (名 称) 公益財団法人 長門市文化振興財団 (代表者) 代表理事 大谷 恒雄
指 定 の 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 27 号

木育推進拠点施設 長門おもちゃ美術館の指定管理者の指定について  
指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市仙崎 4297 番地 6 (名 称) 木育推進拠点施設 長門おもちゃ美術館
指定管理者	(所在地) 長門市仙崎 4297 番地 1 (名 称) 特定非営利活動法人 人と木 (代表者) 理事長 岩本 美枝
指定の期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

議案第 28 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線を市道に認定することについて、市議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

路線名	認定路線		摘要
	起点	終点	
石尺西中ノ坪線	東深川字西中ノ坪	東深川字丁ヶ坪	

議案第 29 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 31 日限り宇部・阿知須公共下水道組合を脱退させ、山口県市町総合事務組合同約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）を以下のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により市議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

山口県市町総合事務組合同約の一部を改正する規約

山口県市町総合事務組合同約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、宇部・阿知須公共下水道組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 30 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 重原敏男
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスクングしています。）



議案第 31 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 原田真由美
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスクングしています。）

議案第 32 号

長門市教育委員会委員の任命について

長門市教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 阿波ひろみ
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

報告第 1 号

専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて）

自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 3 年 1 月 6 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 3 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

## 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 6 日

長門市長 江 原 達 也

自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて  
次のとおり損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の額 294,987 円

2 損害賠償の相手方

住所

氏名

3 発生の原因となる事実

令和 2 年 10 月 27 日午前 11 時 50 分頃、国道 316 号渋木トンネル内を走行していたところ、前方を走行中の相手方車両が減速した際に、相手方車両の後部に追突し、損害を与えたもの

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）